

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 東京都建築安全条例第七条の三第一項の規定に基づく区域の指定……………一  
…（都市整備局市街地建築部建築企画課）…
- 建築基準法による一団地の区域……………一  
…（都市整備局市街地建築部建築指導課）…
- 建築基準法による道路の指定……………一  
…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…
- 宅地建物取引業法による行政処分……………三  
…（住宅政策本部民間住宅部不動産業課）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………三  
…（環境局環境改善部化学物質対策課）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………三  
…（同）…
- 個人、政党及び政党等演説会場の指定……………三
- 認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……………四  
…（生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課）…
- 優良映画等の推奨……………四  
…（生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課）…

## 告示

### ●東京都告示第九百十六号

東京都建築安全条例（昭和二十五年東京都条例第八十九号）第七条の三第一項の規定に基づき、特に震災時に発生する火災等による危険性が高い区域を次のとおり指定したので、告示する。

なお、関係図書は、東京都都市整備局市街地建築部に備えて置いて一般の縦覧に供する。

令和五年八月十六日

東京都知事 小池 百合子

区市 指定する区域

練馬区 貫井三丁目、貫井四丁目、富士見台三丁目及び富士見台四丁目各地内

### 附則

この告示は、令和五年十一月一日から施行する。

### ●東京都告示第九百十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和五年八月十六日

東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

江東区夢の島二丁目三番二

認定年月日  
令和五年八月二日

## 二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

### ●東京都告示第九百十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備えて置いて縦覧に供する。

令和五年八月十六日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）
法第四十二条第一項第四号の規定による道路	令和五年七月十四日	（一）次に掲げる地番の全部	延長 一〇〇八・五 幅員 五
		あきる野市 引田字阿岐野	六・〇〇
		十三番六十六、二十七番五から同番七まで、同番十、同番十一、同番十五、二十八番五から同番七まで、二十九番二、同番三、五十二番十二、五十三番二、六十四番一か	一八・〇〇

ら同番三まで、同番七から同番九まで、同番十一、同番十三から同番十五まで、六十六番一、七十一番九、七十九番七、百十一番二、同番三、百十二番二、同番七から同番十まで、同番十二、同番十三、百三十一番一、百三十一番二、同番三、同番四、同番六、百四十二番一、同番三、同番四、同番六、百四十三番二から同番四まで、同番六、百四十四番二、同番四から同番六まで、百四十五番二、同番六、同番九、同番十、引田字櫻ノ岡二百十二番六、二百十二番四、同番九、同番十、二百二十三番二、二百二十四番六、二百七十三番四及び同番五

(二) 次に掲げる地番の一部  
あきる野市 引田字阿岐野十番四、十七番五、二十三番一、同番十三、同番十七、二十七番一、同番四、二十八番一、同番四、二十九番一、同番四、三十番一、同番二、三十一番、三十二番一、同番三、三十三番一、同番二、同番七、三十四番、三十五番一、三十六番三、三十八番から四十番まで、四十一番一、同番三、同番四、四十二番一から同番三まで、四十三番、四十四番、四十五番二、同番三、五十二番一、同番三、同番九、同番十、五十三番一、五十七番三、五十九番一から同番六まで、六十四

番四から同番六まで、同番十、同番十二、六十五番二、同番三、六十六番二から同番六まで、六十七番一、同番三、七十一番一から同番三まで、同番七から同番十一まで、同番十八、七十二番一から同番三まで、七十六番三、九十二番二、同番三、引田字櫻ノ岡二百二十三番一、二百二十四番三、同番五、同番八、二百七十七番一、二百七十三番三、二百七十四番三、二百七十五番一、三百三十一番六、伊奈字引田ノ上六百五十九番三、六百六十一番一、六百六十二番二、同番五から同番八まで、六百六十三番三、同番四、六百六十四番三、六百六十五番

三、六百八十八番二から同番四まで、六百八十三番一、同番二及び六百八十四番二

●東京都告示第九百十九号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年八月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

- (一) 商号 東京中華不動産株式会社
- (二) 代表者氏名 代表取締役 坂井 輝之
- (三) 主たる事務 練馬区石神井町三丁目十八番五号 所の所在地
- (四) 免許証番号 東京都知事(2)第一〇一七四六号
- (五) 免許年月日 令和五年三月九日

二 処分年月日 令和五年八月七日

三 処分内容 免許の取消し

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十六条第一項第三号

●東京都告示第九百二十号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されおればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法

第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年八月十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区大森北五丁目地内)

(「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。)

- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 クロロエチレン、一・二・ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン

●東京都告示第九百二十一号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第二項の規定により、令和三年東京都告示第七百二十号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年八月十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(新宿区弁天町地内)

(「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。)

- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第八十三号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。)第六十一条第一項第三号の規定に基づき、次の施設を公職の候補者が個人演説会、候補者届出政党が政党演説会及び衆議院名簿届出政党等が政党等演説会を開催できる施設として指定した旨、法第六十一条第三項の規定により報告があった。

令和五年八月十六日

東京都選挙管理委員会

報告年月日	区市町村選挙管理委員会名	施設の名称	所在地
令和5年7月26日	杉並区選挙管理委員会	高円寺地域区民センター(第9・10集会室)	杉並区梅里一丁目22番32号
令和5年7月26日	杉並区選挙管理委員会	社会教育センター(ホール)	杉並区梅里一丁目22番32号

### 公 告

認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出  
について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和五年八月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人アイシーエー文化事業協会

二 代表者の氏名

鈴木 澄子

三 主たる事務所の所在地

品川区北品川六丁目六番十五号 アンソン御殿山Ⅱ一

〇五

一 名称

認定特定非営利活動法人 Teach For Jap

an

二 代表者の氏名

中原 健聡

三 主たる事務所の所在地

港区南青山二丁目四番十五号 天翔南青山ビル三階S

三〇四号室

### 優良映画等の推奨について

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第八十一号)第五条第二号の規定により、青少年を健全に育成する上で有益であるものとして、次のとおり推奨する。

令和五年八月十六日

東京都知事 小 池 百合子

推奨番号 種類 名称 制作者等 推奨理由

四八八 映画 燃えあがる リントウ・ 青少年を健全

女性記者たち トーマス& に育成する上

・ ゴーシユ と認める。

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001  
定価 本号 一箇月 六、六〇〇円  
印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 郵便番号 113-0001  
電話 〇三(五三二二)一一一一(代) 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

